



26 麻議会 第 32-2 号  
平成 26 年 9 月 11 日

安曇野聴覚障害者協会  
会長 川角 卓 殿

長野県東筑摩郡麻績村議会  
議長 尾 岸 健 史



請願審議の結果について（ご通知）

当議会に対しまして提出された下記の請願は、当議会社会文教委員会委員名において議員発議で提出し、9月11日の本会議におきまして、採択、意見書提出と決定しましたので、ご通知します。

尚、別紙のとおり意見書を当該、国の関係機関に送付しましたことを併せてご報告します。

記

第 26 - 11 号 「手話言語法」制定を求める意見書」の提出を求める請願書

## 「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく、手指や体の動き、表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。「音声が聞こえない」「音声で話すことができない」など、ろう者にとって、日常生活や社会生活を営む上で手話は大切な情報獲得とコミュニケーションの手段である。

国連総会において平成18年12月に採択、平成20年に発効した「障害者権利条約」の第2条には、「「言語」とは音声言語及び手話その他の形態の非音声言語を言う。」と定義され、手話が言語として国際的に認知された。

また、政府は平成21年度に内閣府に障がい者制度改革推進本部を設置し、障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備を進めてきた。平成23年8月に改正された「障害者基本法」の第3条には、「すべての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、手話は言語に含まれることが明記されたところである。

さらに、同法第22条には、国及び地方公共団体に対して情報の利用におけるバリアフリー化施策を義務付けていることから、手話が日本語と対等の言語であることを示し、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、自由に手話が使える社会環境の整備、そして、手話を言語として普及・研究できる環境の整備を国として実現する必要がある。

よって国会及び政府におかれては、上記の内容を盛り込んだ「手話言語法（仮称）」を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月11日

衆議院議長  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官

長野県東筑摩郡麻績村麻3837番地  
麻績村議会議長 尾岸 健史